

【信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、相続税法 59 条第 3 項の規定により提出すべき調書について、提出事由の異なるごとに記載する。
- 2 信託財産の種類の欄には、該当する信託財産について□枠にチェックをする（複数ある場合には、それぞれチェックする。）。
- 3 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。